

平成 2 8 年 3 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成28年3月教育委員会定例会議

日時	平成28年3月29日(火曜日) 午後1時30分開議		
場所	美里町役場南郷庁舎206会議室		
出席状況	教育委員 5人		
	1番 委員長	後藤 眞琴 君	
	2番 委員長職務代行	成澤 明子 君	
	3番 委員	留守 広行 君	
	4番 委員	千葉 菜穂美 君	
	5番 教育長	佐々木 賢治 君	
	欠席委員 なし		
	説明員 3人		
	教育次長兼教育総務課長	渋谷 芳和 君	
	教育総務課長補佐	寒河江 克哉 君	
	学校教育専門指導員	岩 渕 薫 君	
傍聴者	なし		
議事日程			
第1	会議録署名委員の指名		
第2	会議録の承認		
	・報告事項		
第3	行事予定等の報告		
第4	教育長の報告		
第5	報告第11号 平成28年第1回美里町議会定例会の報告		
第6	報告第12号 平成27年度生徒指導に関する報告(2月分)		
第7	報告第13号 平成27年度学校教育力アップに関する報告(第6回)		
第8	報告第14号 区域外就学について		
第9	報告第15号 指定校の変更について		
	・審議事項		
第10	議案第2号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則		
第11	議案第3号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則		
第12	議案第4号 美里町学校教育専門指導員の選任について		
第13	議案第5号 美里町青少年教育相談員の選任について		
	・協議事項		
第14	基礎学力向上・いじめ対策等について(継続協議)		
第15	美里町学校教育環境整備方針について(継続協議)		

・その他

第 1 6 美里町教育委員会職員の人事異動について

第 1 7 平成 2 8 年度小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について

第 1 8 平成 2 8 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

---

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第 1 1 号 平成 2 8 年第 1 回美里町議会定例会の報告

・審議事項

第 1 0 議案第 2 号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第 1 1 議案第 3 号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則

第 1 2 議案第 4 号 美里町学校教育専門指導員の選任について

第 1 3 議案第 5 号 美里町青少年教育相談員の選任について

・協議事項

第 1 4 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

第 1 5 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

・その他

第 1 6 美里町教育委員会職員の人事異動について

第 1 7 平成 2 8 年度小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について

第 1 8 平成 2 8 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

・報告事項

第 6 報告第 1 2 号 平成 2 7 年度生徒指導に関する報告（2 月分）【秘密会】

第 7 報告第 1 3 号 平成 2 7 年度学校教育力アップに関する報告（第 6 回）【秘密会】

第 8 報告第 1 4 号 区域外就学について【秘密会】

第 9 報告第 1 5 号 指定校の変更について【秘密会】

午後 1 時 3 0 分 開会

○委員長（後藤眞琴君） ただいまから平成 2 8 年 3 月教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 5 人全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷教育次長兼教育総務課長、寒河江教育総務課長補佐、そして岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

---

日程第 1 会議録署名委員の指名

○委員長（後藤眞琴君） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は委員長から指名することになっておりますので、今回は 2 番成澤委員、3 番留守委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

---

日程第 2 会議録の承認

○委員長（後藤眞琴君） 日程第 2、会議録の承認に入ります。

調整された会議録は事前に配付されており、各委員には、お目通しをいただいていると思いますが、事務局に修正などの連絡はございましたでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、会議録の修正について報告させていただきたいと思います。それを含めまして御承認いただければありがたいと思います。

まず、1 月教育委員会定例会の会議録でございます。

ページ数で申し上げます。1 6 ページでございます。これについては、議会常任委員会の研修課題に関する提言でございます。教育次長が発言しているところでございます。議会から提言されたことは、学校給食費補助制度及び食材の地場産利用拡大についてでございます。この食材の地場産利用拡大の部分が、文言が統一されておりませんでしたので、各ページの文言を統一させていただきたいと考えております。1 6 ページの 1 1 行目に「地場産業」という文字が入っておりますが、これを「地場産利用拡大」という言葉に統一させていただきたいと考えております。

また、1 8 ページになります。上から 1 4 行目でありまして、委員長が発言している場面でございます。これは私の打ち間違いかもしれませんが、「地場産業」と打っておりますが、これは「地場産品」でございますので、その

「産業」を「産品」に変更させていただきたいと考えております。

1月の定例教育委員会の部分については以上でございます。

次に、2月定例教育委員会でございます。

これについては1カ所だけです。これは私のほうのパンチングミスでございます。43ページの上から8行目でございます。次回の教育委員会の開催日を協議しているところでございますが、事務局では「29日火曜日、30日木曜日」と打っておりますが、30日は水曜日でございますので、「木曜日」を「水曜日」に修正させていただきたいと考えております。

以上が各委員様方もしくは事務局のほうで修正をお願いしたい点でございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、会議録の修正など説明があったことを含めまして、会議録を承認してよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） それでは、前回の会議録は承認されました。

報告事項に入る前にお諮りします。以前より申し合わせしておりますが、非公開事項となる秘密会につきましては日程の最後に行くことにいたします。そして、本日の日程第6、報告第12号 生徒指導に関する報告から日程第9、報告第15号 指定校の変更についてまでは個人情報を含む議事でありますので、非公開とすべきと考えますが、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

○各委員 「異議なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） それでは、御異議なしと認めます。よって、報告第12号から報告第15号までは秘密会とし、議事進行は、その他の日程第18、4月教育委員会定例会の開催日についてが終了した後に行います。秘密会におきましては、傍聴者の皆様の退室をお願いいたします。

---

### 日程第3 行事予定等の報告

○委員長（後藤眞琴君） では、議事を進めてまいります。

報告事項、日程第3、行事予定等の報告を事務局よりお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、事前にお配りの教育委員会行事予定表平成28年4月につきまして説明させていただきます。

まず、4月1日金曜日でございます。この日は新年度の始まりの日でございます。町の職員の辞令交付式がございます。9時から中央コミュニティセンターでございますので、委員長には出席をお願いしたいと考えております。

また、この辞令交付式終了後、例年行っております教育委員会の全体会を開催させていただきたいと考えておりますので、教育委員の皆様方の御出席もお願いしたいと思います。なお、これは毎年、時間のほうがはかり知れずに委員様に早く来ていただいておりますが、今回もちょっと時間が何時ぐらいなのか不明でございます。大体10時45分ぐらいから11時ぐらいには辞令交付式が終わるのではないかという見込みでございますので、一応10時45分ぐらいまでに御参集いただければありがたいかと考えております。

また、町では定例の課長会議が午後から本庁舎で開かれます。教育長と課長が対応となります。

さらに、この日は学校におきまして、管理職または転入教職員の一斉赴任日となっております。管理職につきましては、教育長室に一度来庁した後に学校に赴任ということになります。先生方はそのまま学校へということです。

4月3日、日曜日となります。涌谷町においては、籠岳小学校と小里小学校が平成27年度で閉校となり、新たに籠岳白山小学校が開校されることとなりました。その記念式典が4月3日の日曜日に涌谷町で行われます。教育長が出席する予定でございます。

次、4月4日月曜日でございます。この日は例年行っております転入教職員の宣誓式をこの南郷庁舎で開催したいと考えております。本日、委員の皆様方の机の上にもその案内状を置かせていただいておりますので、御参加よろしくお願ひしたいと思います。なお、この会議の際には各委員様方から簡単な自己紹介もいただく予定でございますので、そちらのほうの心づもりもよろしくお願ひしたいと思います。

同じく4日でございます。この宣誓式終了後、校長会を開催いたします。

翌5日火曜日でございます。園長所長会をこの南郷庁舎で行います。3つの幼稚園長と保育所の所長の会議でございます。

同じく、同日午後でございます。スクールバス運転手の研修会を開催いたします。これについては、学期初めに必ず行っておりまして、事務局と運転手の打ち合わせなどを行いながら、運転手としての心構えなどをお伝えしている場でございます。午後1時30分から行います。

あと、6日水曜日でございますが、これも春の恒例行事ですが、交通安全週間に入ります。その運動の出発式がここ南郷庁舎前で行われます。

4月8日金曜日になります。この日は大変忙しいです。まず、小中学校幼稚園の始業式が行われます。その始業式終了後、小学校6校においては入学式が行われます。また、午後になりますが、今度は3つの中学校の入学式がございます。教育委員の皆様方には小学校の入学式、中学校の入学式に御参加させていただきたいと考えております。その他の部分でももう一度報告させていただきますが、4月8日はよろしくお願ひしたいと思います。

次、4月11日月曜日です。町内の幼稚園の入園式が午前中にございます。これについても委員の皆様方の御出席をお願いしたいと考えております。

4月14日木曜日でございます。これも春の恒例行事となっておりますが、ウイノナから訪町団が参ります。そのウイノナ訪町団の表敬訪問、歓迎パーティーなどが14日に開催される予定でございます。なお、ウイノナの一行につきましましては、14日木曜日から18日月曜日まで本町に滞在していただきまして、日本文化とか、あとは美里町のいろいろな名勝などをめぐっていただく予定になっております。

次に、4月19日火曜日です。この日は全国学力学習状況調査が行われます。これは小学校6年生、中学校3年生を対象として毎年行っているものでございます。

また、4月26日、翌週の火曜日になりますが、今度は宮城県の学力学習状況調査です。これは宮城県独自に行っているものでございまして、小学校5年生、中学校2年生を対象としたものでございます。

あと、4月の行事の最後でございます。28日木曜日でございます。町PTA連合会の総会がございます。これの御案内状につきましましては、先日の招集告示とともに委員の皆様方のほうに配付させていただいております。午後4時から友栄会館を会場にしまして総会が開かれ、その後懇親会が予定されておりますので、委員の皆様方の御参加のほうをよろしくお願いしたいと思います。

あと、欄外に書いておりますが、3月31日、明後日でございますけれども、午後3時から町職員の退任式が中央コミュニティセンターで行われます。これにつきましても、委員長の御参加をよろしくお願いしたいと思います。

また、5月です。5月6日、ゴールデンウイークの真ただ中で申しわけございませんが、これも毎年行っております学校の管理職、校長先生、教頭先生の歓送迎会を予定しております。小牛田駅前の寿会館で午後6時から開催する予定でございます。これにつきましましては、4月中旬以降に御案内状を発送させていただき予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上が4月の行事予定でございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質問などございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） なければ、行事予定等の報告を終わります。

---

#### 日程第4 教育長の報告

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、御報告いたします。

教育長報告というプリントに従って報告いたします。

3月は校長会が3日にありましたが、議会とかち合わせになりまして、校長会には出席しませんでした。簡単な事務連絡だけ担当のほうからさせていただきます。

それでは、主な行事、会議等について報告いたします。

2月の大きな行事といいますと、23日火曜日、人事評価制度研修会。これは美里町の町職員を対象とした人事評価、それを導入するという事で、今年度は試行的に実施しております。平成28年度から本格的に実施になると思いますが、全職員が自己評価し、それを管理職が1次評価、そして教育長の2次評価、町長までとなります。職員の資質向上、意欲等も含めまして、そういったことを目的にこの評価制度を導入する予定であり、その実施方法等についての研修会がございました。

それから、同日に学警連、学校警察連絡協議会が行われております。その中で話題に出たのが、中塚小学校の裏側といいますか北側に道路があり、北浦小の北東にあたる江合川にかかる中北橋から北のほうに向かう道路の突き当たりが丁字路になっております。右側に行くと中塚小学校、左側に行くと古川方面です。あの丁字路のところを突っ切るような大変すばらしい道路ができました。4月1日開通ということで、ちょうど松景院の裏を通過して田尻方面に行くのですが、大変見通しのいい場所です。あの場所は田んぼの中なものですから両方一時停止になると思いますが、大変危険な状態です。特に朝、中塚小の子供たち、あの地区は確か荻塚だったと思いますが、歩いて登校する子供たちが十数名いるはずで、それで、学警連で遠田警察署の交通課長もお見えになったので、信号を何とかならないかといったお話なども出ました。もちろんその前に、中塚小のPTA関係とか行政区長の皆様、あるいは町議会議員の方が中に入って、信号機設置の署名運動なども展開されております。教育委員会としても、町の防災管財課、町当局にお願いをして、設置に向けて努めているところですが、実際にはなかなか厳しいようです。ほかにも希望箇所がいっぱいあるようで、予算の関係上、順番待ちという状況のようです。不中の裏側の丁字路もそのとおりです。あそこも大分前から信号設置をお願いしているところですが、いまだに設置されておられません。

それで、学校としては、子供の安心安全は最優先ですので、ぜひ保護者あるいは地域の方をお願いをしながら、特に朝、交通指導に当たらなくては行けないと教育委員会としても考えております。学警連でそれが中塚小学校からの要望ということで交通課長に出されました。御報告をいたします。

それから、2月の最後の日曜日、28日。山の神社杯少年剣道大会がありまして、すごい参加数でした。50チームぐらいだったと記憶しておりますが、不動堂中学校の男子が昨年に引き続き優勝しました。また、不動堂小の



スポ少もたしか2位と、上位入賞しております。

それから、同日に午後からミュージックフェスタ。これは町の10周年記念行事でありますけれども、文化会館で音楽のイベントがございました。南郷小のマーチング、それから町内3つの中学校の吹奏楽もステージで発表してくれまして、大変立派な発表でした。すばらしいフェスタだったなど自分なりに感想を持っております。

それから、3月に入りまして、3月は議会がほとんどだったのですが、2日が3月議会定例会の1日目になっております。その前日に委員長にもお会いいただきまして、答弁の最終調整をおこなっております。なお、議会については後ほど報告がありますが、2日から22日まで、長い期間にまたがって定例会がございました。その間に一般質問等々がありまして、その合間、合間に分科会がありまして、教育委員会にもいろいろ御指摘やら御指導をいただいているところがございます。

それから、議会中でしたが、特に本会議のない日に、14日、15日と教員補助員、それから学力向上支援員、特別支援教育支援員、平成28年度も継続してやってもいいですよという意思表示をされた方に面接というよりも面談をしました。岩淵先生に同席をお願いしまして、それぞれ取り組みの様子、あるいはふだん抱えている課題等ありませんかということで、現状を把握したり課題を聞いたり、その辺を学校、校長先生方と話をしながら改善を図っていきなという内容もございます。勤務時間とかそういったことなどですけれども、それぞれ教員補助員、特別支援教育支援員、学力向上支援員の方々は一生懸命目的を持って子供たちのために頑張っている姿をひしひしと感じました。今後も期待したいと思っております。

それから、15日に行政区長会がありまして、その後課長会議がございました。そのときに平成28年度の町職員の内示がありました。後ほど、渋谷次長のほうから内容報告がございます。

あと、幼稚園の修了式、町内の小学校卒業式等々、教育委員の皆様には本当に忙しい中御出席いただき、励ましの言葉などをいただいております。大変ありがとうございました。

それから、25日金曜日、美里町青少年問題連絡協議会という組織がございまして、そこで保護司会とか、それから社会福祉協議会、子供会育成会、行政区長会も含めましていろんな団体が10団体以上、子供の健全育成にかかわる団体がございまして、「本当に町内の子供たちは挨拶もいいし、指導すれば素直に聞いてくれる。大変素直に育っているようですね。」と、明るい、うれしいお話を聞きました。それにつけても、教育委員会として学校と、あるいは保護者等の協力を得ながら、子供たちの安全安心を最優先に実践してきましたが、平成28年度も継続していくつもりであるとお話をさせていただきます。

それから、今後の主な予定ですが、先ほど寒河江補佐からあったとおり、31日の3時からコミュニティセンターの大ホールで退任式の予定です。翌日の辞令交付式も中央コミュニティセンターになります。退任式につきましては、町長部局も含めて、退任はたしか14名ほどだったと思います。勸奨退職も含めまして。教育委員会関係では、渋谷次長、それから不動堂幼稚園の田中園長、不動堂小学校の大友調理員、3名が定年退職ということで大変長くお勤めいただき御苦労さまでした。

それから、4月1日に辞令交付式がございます。さらに、午後になります。転入教職員の一齐赴任となっております。

関連しまして、大きな3番目。教職員並びに教育委員会職員の人事異動についてです。教職員の退職者は、定年が2名、それから勸奨退職が3名、合計5名が退職になります。それから、異動関係ですが、町内の異動、例えば青生小から不動堂小、不動堂小から青生小、交換のような異動が2名です。それから、事務関係で南郷小から不動堂小、南郷中から南郷小、そういった町内異動が2名。あと、栄養士が栄養教諭に昇格になります。勤務地は一緒ですけれども5名、町内関係。それから、転入教職員数が今年度は29名になります。別紙名簿を配付したとおりでございます。管理職が校長1名、南郷小学校に転入。それから、教頭職が5名転入されます。なお、新規採用については小学校3名、中学校2名、合計5名の予定になっております。

(4)番目、教育委員会の職員の異動については、きょうの日程第16、その他の日程第16でありますので、後ほど渋谷次長のほうから報告することになっております。よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ただいまの説明で質問などございませんでしょうか。

僕のほうから、ローマ数字Ⅳの主な行事会議の2月23日の人事評価制度研修会というのは、これは教育総務課の関係ですか。先生方のなんですか。

○教育長（佐々木賢治君） 町の職員の人事評価で、総務課人事担当が主催、外部から講師を呼び、評価の仕方、あり方を我々が研修を受けました。

○委員長（後藤眞琴君） 今年度からこの人事評価制度を取り入れると。それは最初に自己評価をして、その後これを教育長が評価されるのですか。

○教育長（佐々木賢治君） 教育委員会関係ですと、例えば幼稚園であれば、園長については、園長が自己評価します。そして、1次評価は、その園長が評価したものを私が面談をして評価。そして、2次評価は副町長になります。最後に町長が評価する。幼稚園の一般職員については、園長が1次評価、2次評価が教育長。教育委員会の教育総務課職員については次長が1次評価。教育長が2次評価。最後に町長が評価することになります。

かなり内容が豊富です。ですから、教育長はちょっとめまいをするような感じで今試行的にやっていますが、先ほども申し上げましたが、あくまでも

目的は町のみんなでまず頑張っていきたいと思いますといった自己反省も含めて。そういったことですので、大事なあれかなど。

学校の教職員ももちろんあります。それも教育長が全員分、校長から上がってきたものをABCで評価。そういう制度であります。

○委員長（後藤眞琴君） これは法的に何かあるのですか。こういう評価制度を取り入れなければならないという。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 法的なものは、それはないということですか。あくまでその自治体の取り決めということになります。

○委員長（後藤眞琴君） 学校関係は。

○教育長（佐々木賢治君） もうこれは県教委から示されますので。

○委員長（後藤眞琴君） 県教委で。

○教育長（佐々木賢治君） これは町でどうのこうのじゃなくて。

○委員長（後藤眞琴君） そうしたほうが望ましいとか、そうしなければならないということですか。

○教育長（佐々木賢治君） もともとそういった校長の職員の評価というのはありました。その後いろいろ仕方、手法は変わってきましたが、県教委でも同じスタイルでやりますということで進められてきております。もちろん文科省の指導等も当然あるはずです。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

それから、学校警察連絡協議会の研修会で、中塚小学校から、中北橋からずっと道路の件で松景院の裏ということで、僕も自転車で通ったりもしておりますが、あれは絶対に信号がないと、事故が起こる可能性はかなり高いですね。ですから、先ほど教育長のお話でありましたけれども、中塚小学校の父兄の方に協力を得るということですが、先生方も朝、帰りもそうだろうと思いますが、やらないとまず事故がいつ起こっても不思議でない状態です。全然、信号がずっとないですよ。

○教育長（佐々木賢治君） ないです。

○委員長（後藤眞琴君） そうですよ。だから、かなり飛ばせるような、スピードを出せるようなところでもありますので、これはぜひ何とかしなければならないと思っております。

ほか、何かございませんか。いいですか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） なければ、教育長の報告を終わりたいと思います。

---

日程第5 報告第11号 平成28年第1回美里町議会定例会の報告

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第5、報告第11号 平成28年第1回

美里町議会定例会の報告を、事務局より報告お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、私のほうから平成28年第1回美里町議会定例会について報告をさせていただきます。

教育長報告にもありましたように、第1回美里町議会定例会につきましては3月2日から3月22日まで20日間開催されております。

最初に一般質問ですが、10人の議員から25項目が出されましたが、教育委員会に関係する一般質問はございませんでした。

議案につきましては、2月の教育委員会定例会の中で寒河江補佐が説明いたしました補正予算につきましては議決をいただいております。

3月議会は予算議会でありまして、全議員で構成される行財政議会活性化調査特別委員会が設置されまして、教育委員会の事務を所管する教育民生分科会で平成28年度予算について審議をいただきました。その中で、議員から指摘事項、今後の検討事項が出されましたので、主なものを報告させていただきます。

最初に関根神楽の関係ですが、神楽は地元任せっきりであれば消滅する可能性があるが、関根神楽についてはどうしていくのかという質問に対しまして、関根神楽に対する補助金を交付し、文化財係が北浦小学校にお邪魔をしながら、神楽を保存するために教室を開催し、関根神楽を保存していくよう努めているという回答をしております。

それから、文化財の人的な配置ということで、1人で伝統芸能をしたり出土品の管理をしたりするのは無理です。伝統芸能に対する予算も拡大し、人的な配置も拡大してやってほしいというお話がありました。その中の答えですが、文化財係が学校をお邪魔したり、それから神楽クラブを結成されたりということになりますので、そういう形で関根神楽については支援していきたいと考えております。人的な配置も十分だとは言えませんので、今いる職員で最大限支援していきたいというふうに考えております。

それから、その次が旧宮城理美容学校の活用との関係で、当初の計画ですと遺物の保存とか調査などの作業も理美容でやるような話であったと思いますが当初と変わったのですかという質問がございました。その中で、利用計画については当初と変更はありません。民具、農具などを搬入しておりまして、常時展示して見に来ていただくときは見られる状況にあります。施設そのものが学校施設として建設されたものですから、改修の必要性はあります。財政的な裏づけがはっきりしていないことでスケジュールがおくれているというような状況です。当初の目的に変わりはありませんが、進行がおくれているような状況ですということで、その建物施設そのものが学校施設として建設されたものですから、どうしても光が差し込むのですが、採光がいいと逆に文化財にはその光が邪魔なわけですから、それで、なおさら湿度がかなり高いと。80%ぐらいの湿度があるので、文化財とすれば湿気というのは当然あ

ってはないことなので、そういう面で9月議会に5,000万円ほどの補正予算を要求したのですけれども、それはちょっとなかなか難しいというような財政当局の話がありまして、当然ながらそのスケジュールがおくれているというのが現状です。

また、同じく旧宮城理美容学校の件で、レプリカであろうとパネルであろうと、そういうようなイベントを行うことで遺跡や遺物に対する町民の関心が高まるのではないかと。そういう理美容学校でイベントを企画してはどうかというような提言をいただきました。それに対する回答として、理美容学校施設は常時人がいるわけではありません。人が張りつくことになると他の業務がまた滞ることになるので、そこはちょっと慎重に検討させていただきますというお答えをしております。

次に、これもやっぱり同じように職員の配置ですね。これもやっぱり複数の文化財の常勤を配置してほしいというお話だったのですが、これは私が答えましたが、職員の適正計画というのが町にありますので、それに基づいて職員の配置がされており、複数の文化財の担当がいればいいのですが、複数体制の文化財というのは難しいと考えておりますというようなお答えをしております。

次に、図書館の関係ですが、図書視聴覚資料購入費が630万円。これが去年は700万円だったのですが、これは70万円と大幅に減額になった理由について聞きたいという質問です。これに対する答えですが、最初は財政当局から20%の減というようなお話があったのですが、やはり図書視聴覚の購入費については20%ではちょっと困るということで、それで10%に抑えたという形で、それでも70万円の減額ということで、そういうふうな現状ということでお答えしております。

次に、これは南郷図書館です。これは毎回指摘されていますが、正職員が司書の資格を持たない職員を配置していると。これはまずいのではないかと。やはり南郷図書館の正職員には司書の資格を持った職員を配置してほしいという、これは毎回言ってきていますが、なかなか実現ができない状態で、それに対する答えについては、図書の管理については司書の資格がなくてもできると考えておりますというお答えをしております。

次に、教育委員の報酬についても御意見がございました。要は報酬が低いのではないかと御指摘です。これに対しては、私が答えていますが、委員の報酬については近隣の町村と比較しても決して低いというわけではない。教育委員会の委員は学校の再編などの問題も抱えており大変ではありますが、現在のところ報酬については現行のままと考えておりますというようなお答えをしまして、その中で教育長の任期が終了すれば、新教育長、新教育制度の中で当然委員も責任が重くなりますので、その段階で報酬は検討していかなければならないと考えておりますというようなお答えをいたしました。

それから、奨学金の関係も結構質問がありまして、保育士や介護職員の人員が少ないので、その辺で審査の過程でその部分をどれぐらい重視したのかという質問もございますし、また貸付金の償還、要はお支払いできない方、その辺についても質問がありましたし、また高校生は月額で今1万7千円ですが、それを2万円程度に上げる見込みはないかというような御質問もございました。

それから、ALTの関係ですけれども、今本町は民間委託にしているのですが、そのJETプログラムというのは地方交付税措置がされていると。それを考えていかなければならないのではないかというような質問に対しましては、生活全般わたるケアが必要だということで、やはり職員の負担が大きいため、それについてはやはり民間の委託のほうで設置をしていくというようなお話をしております。

それから、職員の数、その予算科目によって職員数が割り振りをされておりますが、教育委員会、教育総務課9人で予算措置になっている。これはあくまで予算上の数字ですけれども、これらの基準は、11月ぐらいかその辺ちょっと定かではないのですが、当時大友参事がおりましたので、それで9名の予算措置になっていたのではないかというようなお答えをしております。

それから、幼稚園の預かり保育についても御質問がありました。預かり保育を申し込んだ方で、不許可にした方はいますかという形での質問で、預かり保育に該当する世帯で不許可にしている方はおりませんという回答をしております。現実的にはかなり今、預かり保育の申し込みが多くなっております。その中で幼稚園教諭の負担がかなり大きいこともありまして、当初はやはり、当然これは保育所と同じようにその世帯の状況に応じた点数をつけましてその点数の多い方から当然預かり保育の許可をしておりますけれども、その低い方については当初お断りしようというような考えだったのですが、やはり最大限努力しようということで、今回は許可、預かり保育に該当する世帯については全て受け入れを行ったという結果になっております。

それから、幼稚園教諭の関係ですが、財政上の問題で職員は正職員と非常勤職員がおり、非常勤職員が多い状況にあるのですが、職員が働きやすい環境づくり、安心して働けるように考えるべきではなかというような意味の指摘を受けております。私が回答しておりますが、町の人事管理及び財政的な面もありますので、なかなか非常勤職員を正職員化するということは無理があるのではないかとお答えをしております。

次に、やはり同じくこれも幼稚園の教諭の件ですが、4月1日の人事異動にもよりますが、町内の3園の幼稚園でそれぞれ産休の職員が1名ずつおりまして、議会のほうからは再三にわたりクラス担任は正職員を充てるという御意見をいただいておりますが、なかなかそれは無理で、どうしても非常勤職員を充てざるを得ない状況であります。平成28年度についてもクラス担

任は3人ほど非常勤の職員が当たることにはなりますが、そのことに対して、非常勤職員の待遇はボーナスも出ないなど正職員とは全く違うものなのに、そういう方に1年間もクラス担任を任せるということは問題なのではないかという質問がございました。このことにつきましては、非常勤職員であっても経験、スキルを持ち合わせており、各園に園長とフリーの非常勤教諭がおりますので、園長たちがバックアップする体制の中でこの1年間園児の保育に当たっていきたくて考えておりますとお答えいたしました。

それから、多く出たのが特別支援教育支援員の関係で、議会の委員の認識の違いで、この特別支援教育支援員は補助を受けて配置しているのではないかという認識を持っておられました。実際には補助制度はございません。これはあくまで交付税措置という形になっておりまして、その交付税も教育補助員には当てはまらないというような考えでの質問で、ちょっとかみ合わない面も随分あったのですけれども、やはりこの特別支援教育については、結論的にはしっかりやってくれということでありました。

それから、これは学校評議員に関する内容ですが、やはり評議員の声は地域の声として大きく学校に反映されています。地域の学校に対する思いは大切なので、評議員の意見を知っていくことは必要であると考えてるので、平成28年度の評議員の意見の公表の実施について、ぜひ検討していただきたいと要望されました。これについては、公表していかなければならないと思いますので、前向きに検討させていただきたいとお答えをしております。

それから、学校調理職場の関係ですが、文科省では給食室では湿度80%以上、温度25度以上は避けなさいと言われております。給食室の高温化の対策をとらない理由を問われました。確かに、学校給食に関する衛生管理基準があるのですけれども、現実的に気温そのものが今25度を超えますので、これを25度以下に保つというのはなかなか無理な状況がございます。その中で私が答えたのは、学校ではエアコンがパソコン教室と、それから給食調理員の休憩室と、あとは保健室の3つしかついていない状況です。そういう意味で、やはり大変な労働状況の中で働いているので、その休憩時間ぐらいはエアコンで涼んでもらうというようなそういうことでの配慮なので、それは理解していただきたいというようなお話をしております。

それから、今小牛田小学校、北浦小学校、中塚小学校は校庭が芝生になっていますけれども、どうしてもトラックの部分に芝との段差があって、懸案事項ということになっているのですけれども、やはりそれについての質問もいただきまして、やはり土を補充するなどその辺の管理をしておりますとお答えしました。

それから、やはり不動堂中学校の校庭の問題ですけれども、排水対策の調査を行って、その後の計画について今後どのように考えていますかと質問されております。これについては平成27年度で委託した中で、どのような工

法がいいかということで、調査は終了しており、結果は3月になって出ております。国の補助を受けるために手は挙げておりますけれども、平成28年度では補助対象外というような県の回答がありました。3分の1の補助ですけれども、29年度も補助採択なるかわからないのですが、実施できるように働きかけていくお答えをしております。

それから、福田議員から再三にわたり一般質問されてきました教材費については、小中学校で格差があるのは事実です。1万2千円のところから6千円と、倍ぐらいの開きがありますので、これについては実態調査をしていただきたいという要望でした。

以上が分科会の委員からの指摘事項で今後の検討事項になっています。

最後になりますが、行財政活性化調査特別委員会から、平成28年度一般会計予算として審議の結果、教育費について次の意見が付されております。

一つ目としまして、学校施設管理の懸案事項については早急に解消されたい。懸案事項というのは、今お話ししました不動堂中学校の校庭、プール、それから小牛田中学校の窓枠等のことで、それについては早急に解消されたいという意見です。

2つ目は、文化財の整備については、旧宮城理美容専門学校での展示計画を早急に進められたいということで、先ほど報告した分科会でも多くの委員から出されておりましたが、早急にやはり展示計画を進められたいという意見を付されております。

3つ目として、給食費の公会計化の取り組みについては万全を期されたいという意見です。学校給食公会計化になりますと、一般的に未納が多くなると言われておりますので、その辺について万全を期されたいという形で、この3つについて意見が付されておりますので最後に報告いたします。以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に何か質問などございませんでしょうか。

1つだけ補足説明。3月の議会定例会の最初の日に、例の署名に関する問題で、廊下でなんです、櫻井議員から、あの件では大変申しわけなかったというおわびの言葉がありました。それで、それにつきまして、僕のほうでは、これからお互いに注意いたしましょうとお答えをしております。それからあと、教育長のほうにもおわびの言葉がありました。以上です。

ほか、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） なければ、報告第11号を終わります。

それでは、さきに協議しましたとおり、報告第12号から報告第15号までは秘密会となりましたので、議事は本教育委員会の最後に行います。

それでは、ここで休み時間を入れたほうがよろしいですか。



○各委員 「大丈夫です」の声あり

---

日程第10 議案第2号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（後藤眞琴君） それでは、審議事項に入ります。

日程第10、議案第2号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について審議いたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、審議事項です。議案第2号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。

皆様方に配付しておりますが、その理由のところをまず読み上げます。

美里町行政区長等に関する規則の一部が改正され、駅東行政区の行政区名及び区域の見直しが行われました。このため本規則の所要の改正を行うものであります。

それでは、こちらの資料の裏のページ、参考資料というものを見ていただきたいと思っております。

平成28年3月7日に、町長名で公布されております。行政区長等に関する規則の一部を改正する規則でございます。この中にありますとおり、駅東行政区、これは小牛田駅の東側に町が分譲した住宅地がございますが、そこを駅東行政区と言っておりました。その駅東行政区の世帯数が増えたため、この駅東行政区を駅東1区と駅東2区に分けるという改正でございます。これに伴いまして、教育委員会が所管する規則、通学区域に関する規則も改正が必要になりました。

それについては、通学区域に関する規則新旧対照表を見ていただきたいと思っております。

条文に対しては改正がございませんが、別表の中に各小学校に通うべき行政区が載っております。その中で旧規則のほうには駅東となっているものを駅東1区、駅東2区というふうに字句を改めるものでございます。この改正を行うために、この教育委員会で審議事項として委員の皆様方の承認をいただけたらと考えております。

また、中学校の通学区域については、小学校の通学区域をそのまま中学校の通学区域のほうに読みかえておりますので問題ございません。また、幼稚園の通学区域についても、小学校の例によるとなっておりますので、小学校の通学区域を変えれば幼稚園の通学区域もおのずと改正されるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。ただいまの説明に質問はございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） それでは、ありませんので討論に入ります。討論でございますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第2号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則に賛成する委員の挙手をお願いします。

○各委員 挙手

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

---

#### 日程第11 議案第3号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第11、議案第3号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則を審議いたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、お渡ししております資料の議案第3号について提案理由を申し上げます。

これもページを1ページめくっていただきますと理由が書いてありますので、その理由をまず読み上げさせていただきます。

行政処分や不作為に対して国民が不服申し立てを行う手続について定めた行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体である美里町の条例または規則に規定している教示文について整備する必要が生じました。そのため、本規則について所要の改正を行うものであるということです。

それで、まずこの行政不服審査法につきましては、国の法律がこのように改正になったということで御理解いただきたいと思います。それで、何がどのように変わったのかといいますと、町民から申請を受けたものに不許可あるいは不認定であった場合には、教示文というのを必ずつけなければいけないということが定められておりますが、その教示文を改正する必要が生じたということでございます。

これは、以前はその文書を受け取った日から60日以内に異議申し立てを  
しなさいという規定が、この法律の改正によりまして、3カ月以内に審査請  
求をすることができるということになりました。ですので、「60日」が「3  
カ月」、「異議申立」が「審査請求」と変わったというものがこの教示文の  
大きな変更でございます。

これについては、美里町のほかの条例、規則なども改正を行っております  
ので、教育委員会にかかわるものについては、この美里町立幼稚園保育料等  
減免規則が該当すると町当局との協議の上で指摘されておりますので、この  
部分を改正させていただきたいというのがこの議案の内容でございます。

よろしく御審議いただき、御承認いただきたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

もう一度確認しておきたいのですが、きょうこの審議事項というの  
は、質疑、討論、採決という形式をとることになっているのだそうです。こ  
れは先ほちょっと申しおくれましたけれども。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問はございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） なければ、討論に入ります。討論ございませんでし  
ょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第3号 美里町立幼稚園保育料等減免規  
則の一部を改正する規則に賛成する委員の挙手をお願いします。

○各委員 挙手

○委員長（後藤眞琴君） 挙手全員です。よって、本議案は議決されました。  
ありがとうございました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございました。

---

日程第12 議案第4号 美里町学校教育専門指導員の選任について

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第12、議案第4号 美里町学校教育専  
門指導員の選任についてを審議いたします。事務局より提案理由の説明をお  
願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、提案理由を申し上げます。

美里町学校教育専門指導員につきましては、美里町学校教育専門指導員設  
置規則により、任期は1年以内となっております。ただし、再任は妨げない  
というようなことが規定されております。

理由にも書いてありますが、現在の学校教育専門指導員、岩淵 薫氏につ

きましては、平成28年3月31日をもって任期満了となりますが、再任としたいので、その選任につきまして提案するものでございます。

以上がこの議案の提案理由でございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

本件は人事案件でございますので、岩渕先生には一旦退席をお願いいたします。

#### 岩渕学校教育専門指導員退室

○委員長（後藤眞琴君） それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に質問はございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） それでは、質問がありませんので。人事案件というのは、討論は行わないそうです。

それでは、採決を行います。議案第4号 美里町学校教育専門指導員の選任について賛成する委員の挙手を求めます。

○各委員 挙手

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。挙手全員です。よって、本議案は議決されました。どうもありがとうございました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

○委員長（後藤眞琴君） では、岩渕先生に再入室をお願いしたいと思います。

#### 岩渕学校教育専門指導員再入室

---

#### 日程第13 議案第5号 美里町青少年教育相談員の選任について

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第13、議案第5号 美里町青少年教育相談員の選任についてを審議いたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第5号 美里町青少年教育相談員の選任について提案理由を申し上げます。

議案書の理由の欄をまず読み上げます。

美里町青少年教育相談員は、これまで美里町学校教育専門指導員が兼務していましたが、平成28年度より専任で設置したいので、美里町青少年教育相談員要綱第2条及び第4項の規定により提案するものです。

なお、この要綱の第2条にはこのように書いております。1つ目、青少年教育相談員を設置する。名称は今言ったとおりです。所属は教育委員会とな

ります。

また、第4条には青少年教育相談員の任期について述べられておりますが、任期は1年とし再任を妨げないとしております。

なお、この青少年教育相談員の主な業務につきましては、青少年の学校及び家庭の教育相談に応じること。これは電話相談や面談相談でございます。

2つ目、不登校児童生徒への訪問相談に関すること。

3つ目としましては、各小中学校の生徒指導問題対策委員会への助言。

4つ目としましては、学校関係機関との連絡調整でございます。

こういったことを業務とする青少年教育相談員を平成28年度より専任で設置したいので、そちらに書いてありますが、齋藤忠雄氏をこの相談員に選任したいので提案させていただきます。

なお、経歴につきましては、資料に記載のとおりでございますので説明は省略させていただきたいと思っております。

よろしく御審議いただきたいと思っております。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、青少年教育相談員の必要性にちょっとだけ補足させていただきます。

今まで、学校教育専門指導員と、それから青少年教育相談員はここ数年兼務でやっていただいております、兼務ということで大変御負担をおかけする厳しい状況にございました。美里町の教育委員会では、主要課題として学力向上を掲げており、とにかく子供たちの基礎学力向上、そういったことを大きな課題として取り組んでまいりました。学校と連絡をとりながら、関係者と連絡をとりながら、あるいは各方面から協力を得ながらやっておりますが、なかなか向上に結びつかない状況であります。

その傍ら、生徒指導面におきましては、いじめ・不登校の問題、今世の中でも大きな問題になっておりますが、何とか大きな重大事態にまでは及ばない状況でいますけれども、内容が多岐にわたって大変複雑化してきております。いじめ・不登校のほかに、DV、虐待とかそのほか家庭の中に入らざるを得ない状況なども出てきております。本当に学力向上と生徒指導という大きな課題がありまして、学校教育専門指導員と青少年教育相談員兼務というのは難しい状況にあると、これはたびたび話題に出しましたが、そういった背景がございまして、青少年教育相談員をお願いすることになりました。

それで、今日の案件に出ておりますが、現在南郷中学校に再任用ということでお勤めいただいている齋藤忠男氏、本人と過日お話をしまして内諾を得て、その後委員長、私、あと次長の代理で寒河江補佐の3名で面接面談をしまして、本人の抱負等を聞きながら、まさに相談員に適任だなと判断をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問はございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） それでは、なければ、本議案は人事案件により討論は行いません。

採決を行いたいと思います。議案第5号 美里町青少年教育相談員の選任について賛成する委員の挙手をお願いします。

○各委員 挙手

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。挙手全員です。よって、本議案は議決されました。どうもありがとうございました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

○委員長（後藤眞琴君） では、ここで暫時休憩したいと思いますよろしいですか。

では、10分ほど。55分までにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午後2時45分 休憩

午後2時56分 再開

---

日程第14 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

○委員長（後藤眞琴君） 会議を再開します。協議事項に入ります。

日程第14、基礎学力向上・いじめ対策等について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、協議事項のいじめ対策等について、私のほうから御説明をいたします。

このいじめ防止に係る町及び教育委員会につきましては、一つは附属機関を4つほど、これから条例を制定しながら設置しなければなりません。

まず、1番目のいじめ防止基本方針については、美里町のいじめ防止対策基本方針を策定していきまして、現在、総合教育会議において継続協議中であります。

それでまず、項目と条文、これはいじめ対策推進法の条文になります。それから、法の規定、これは必ずしなければならない、それから努力義務、できる規定がありますので、それを記載しておりますし、また策定及び設置主体ということで、これは町がしなければならない部分、教育委員会、それから学校の部分がありますので、この辺を記載しております。

それで、4つの附属機関があります。

まず、いじめ問題対策連絡協議会。これについてはできる規定で、これは町が設置することになります。

それから、教育委員会の附属機関という形で、これもできる規定ですが、教育委員会が設置主体になります。

重大事態発生時の調査組織ということで、これは設置者または学校となっておりますが、これについては必須です。必ず行わなければならないということで、これは教育委員会の附属機関3と4を合わせた形での委員会の設置ということで、大友参事が考えておりました条例案ではそのような形になっておりますので、それで記載をいたしております。

5番目に重大事態発生時の再調査組織ということで、これは町のほうで設置することができる規定になっております。

以上が、いじめに係る町及び教育委員会等の取り組みの内容になります。

それから、今後のスケジュールということで、これまで総合教育会議について、2回の会議が開催され、いじめ防止対策基本方針案を示しておりますし、今年の2月4日の第3回の会議においては、この基本方針を協議しております。これは継続協議ということでお願いしておりますが、今後の案ということで28年5月ごろに、これは総合教育会議において美里町いじめの防止等に関する協議会等の条例(案)を協議するというので、これは先ほど言った4つの附属機関の設置について、これは個別の条例ではなくて一括した条例として作成しておりますので、それを協議いただきながら9月ないしは12月の議会においてこの条例案を提案していただきたいというふうに考えております。

以上がいじめ対策等についての説明になります。

○委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。

これは教育次長、大友参事が考えてくれた案では、全部この条例でやったらいいのではないかとということで話が来ているわけですね。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) よろしいですか。

大友参事が作成したものについては、やはりこの4つの附属機関を一括した形での設置の条例という形で私のほうに引き継いでいただいております。

○委員長(後藤眞琴君) 何か質問ございませんか。よろしいですか。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 委員長、よろしいでしょうか。

この件については、大切な事項になってくると思いますので、4月以降、教育委員会の中で、この国の法律、私たちが俗に上位法と言いますが、国が定めた法律、上位法に基づいて美里町でも条例設置しなければならないということになります。

ただし、美里町では条例設置の際にはパブリックコメントを実施することということが町の規定で決まっておりますので、国の上位法で決まっている

ものに対してもパブリックコメントが必要であるかどうかということも4月以降の教育委員会で重々御検討いただきたいと思っております。パブリックコメントにつきましては、約1カ月間の意見聴取期間がございますので、そういったものを受けた後に議会に提案するのが通例となっております。その1カ月間という期間を考えますと先々と進んでいかなければならないかと思っております。4月以降はそういった教育委員会の協議の場でその部分の検討も十分していただきたいということで御認識いただきたいと思っております。

○2番（成澤明子君） すみません、ちょっと確認といいますがわからないのですけれども、ナンバー3に教育委員会の附属機関ということで4つあるというお話だったのですが、何々でしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） すみません、私の説明が足らなかったようです。よろしいですか。

4つの附属機関というのは、ここに書いているいじめ問題対策連絡協議会が1つ。それから、教育委員会の附属機関が2つ、重大事態発生時の調査組織が3つ目。さらに、重大事態発生時の再調査組織。この4つが附属機関になりますので、これを一括した条例で定めて設置をするという形を考えております。

○委員長（後藤眞琴君） これは今、寒河江補佐からお話がありました国の法律で決まっています、それで渋谷次長からお話があった努力義務とか、できる規定という規定についても、全部国の法律で決まっています。それを美里町では一括して条例で定めてつくりましょうということですね。

ほかに、何かございますか。

それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

---

#### 日程第15 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第15、美里町学校教育環境整備方針について協議します。事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、協議事項の2つ目、学校教育環境整備方針について御説明申し上げます。

この件につきましては、今年度この方針を定め、またこの方針に基づく再編ビジョンの策定に教育委員の皆様方の御協力、御助言をいただいております。それに行き着くまでの間、住民との意見交換会を計6回ほど開催させていただき、委員の皆様にも夜間にもかかわらず御参加いただいたところでございます。大変ありがとうございました。

さきに、2月だったでしょうか、総合教育会議が開催され、その総合教育



会議の場で教育委員会が定めた学校再編ビジョンを町長にお示しし、また町長にお示しした後、議会の全員協議会などでも説明させていただいております。その際にも、今度は町民に対して意見をまたとるのですかというようなお話もありましたので、教育委員会としましては4月からパブリックコメントを行いたいと考えております。今日はそのパブリックコメントについての御説明とそれに対する意見をいただきたいと思っております。

まず、資料のほうですが、平成28年4月広報の原稿案でございます。広報は31日に行政区長を通じまして町民の方々に配付される予定でございますが、こういった案をもとにして掲載してあります。

まず、美里町学校再編ビジョン案に係るパブリックコメントを実施しますということです。その理由としましては、人口減少社会を踏まえて、将来の学校のあり方について教育委員会は今までも検討してきました。今度、学校再編ビジョン案を策定したので、その案につきまして町民の皆様からの意見をいただきたいという内容でございます。

なお、このパブリックコメントにおきましては、美里町のパブリックコメント条例に基づきまして、資料の公表期間については意見募集の1週間前から配置すること。また、意見の募集については30日以上期間を設けなさいということが決まっておりますので、下に書いてあるとおり4月7日木曜日から資料の公表を行いたいと考えております。その公表する場所でございますが、美里町のホームページ初め、本庁舎、南郷庁舎、また各コミュニティセンターなどに配置したいと考えております。それは資料の公表場所のほうに書いてあります。

それで、その資料を見ていただきまして、その資料に対しての意見を募集する期間でございますが、先ほどもお話ししたとおり30日以上となっておりますので、4月14日木曜日から5月13日金曜日までの30日間とさせていただきますと考えております。

意見の提出方法や記載内容につきましては、郵便やファクス、電子メールまたは直接教育総務課のほうへ持参でも構いません。様式については自由です。提出に当たっては、住所、名前は記入していただきたいということでございます。

本件の問い合わせ先については、教育委員会の教育総務課ということで考えております。

それで、美里町学校再編ビジョンですが、総合教育会議でもお示しし、議会の全員協議会でもお話ししておりますが、若干文言についての修正をこの場で提案させていただきまして、お認めいただければその修正したものをパブリックコメントにかけたいと考えておりますので、これから申し上げさせていただきます。

再編ビジョンの9ページ目です。中学校となっております、現在の3校

を1校にできるだけ早く再編するというそのビジョンの内容についてです。理由として4つ書いてありますが、その一番下の理由でございます。「美里町が誕生して、今年で10年となる。3校を1校に統合することにより」、ここまではよろしいのですが、その後の文言です。「旧小牛田町とか旧南郷町とかというような言葉が内包されている分断を意味するような意識から抜け出し」というような文言がありますが、この文章については全員協議会で議員のほうからも御指摘を受けたのですが、こういった感情がまだあるのかなど。あえてこういう文面にする必要があるのかという御指摘を受けました。

そういった説明が終わった後、事務局と教育委員長とも話し合いまして、ここについては何かしらの修正があった上でパブリックコメントにかけたいかがですかということでお話ししておりましたので、きょうこの場では、この「旧小牛田町」から「意識から抜け出し」までを削除しまして、その後に「町民の一体感を促進することが期待できる」と入れたいと思います。従いまして、案を最初から読み上げます。「美里町が誕生して今年で10年となる。3校を1校に統合することにより、町民の一体感を促進することが期待できる。」と、このように修正してパブリックコメントにかけたいというのが、今日の事務局からの提案でございます。

あと、もう1点ございますが、まずこの点につきまして御協議いただきたいと思います。

- 委員長（後藤眞琴君） 今の点について御意見をお願いしたいと思います。
- 2番（成澤明子君） いいと思います。ただ、「町民の一体感をより促進する。」と書けば、なおいいのかなと思いました。もう既にあるよという人もいるかと思うので。
- 委員長（後藤眞琴君） 「町民の一体感をより促進することが期待できる。」と、そのように訂正してよろしいですね。

それでは、そのように訂正してパブリックコメントに付していただきたいと思います。

- 2番（成澤明子君） すみません。何度も出たのに、また何か疑問が湧いてきたところがあるのですが、いいでしょうか。
- 委員長（後藤眞琴君） どうぞ。
- 2番（成澤明子君） 何度かこれをやっているのにすみません。

目次のところで、最後にありますけれども、最後のその他資料編というのは、ここにはついていないですね。

- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 本日お渡しした資料にはついておりませんが、議会の全員協議会、あとは町長に渡した分にはついております。これについては、児童生徒の平成30年度以降の推移の部分とか、あとは小学校の変遷。何年に設立されて、どういった改修工事がされたのかなどの資料がついております。本日はその資料は省略させていただいております。

- 2 番（成澤明子君） はい、ありがとうございます。  
よろしいでしょうか。2 ページですけれども、「みずから考えて判断し、行動できる実践力のある人間の育成と、人との支え合いを大切にしながら、それぞれの地域のよさを引き継ぎ、ふるさとに誇りを持つ人間関係を育てる」と、これは前のほうが人間の育成で、次は人間関係を育てるでいいですかね。人との支え合いを大切にするわけだから、そういう人間を育てるのかなと思いましたのですけれども、人間関係を育てるということですか。
- 委員長（後藤眞琴君） これ、もともとこうなっていましたかね。
- 2 番（成澤明子君） 何度も出ているのに気がつかなくて申しわけありません。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） すみません、上の第 2、2 つで、「行動できる実践力のある人間の育成と」と、ここで「人間の育成」と、もう言っているのです、下ではまた「人間を育てることです」というと同じものになってしまうので、あえて「人間関係」と言ったのかなと思います。上から 2 行目までは「人間の育成」で、下 2 行が「人間関係を育てる」というような意味だと理解しております。
- 2 番（成澤明子君） 私も疑問に思いながらも、ああそういうことかなと、今、寒河江補佐がお話ししたとおりかなと思いながら読んでいました。学校という場は人間を育成する、人間関係も育てるということであればいいのでしょうか。
- 委員長（後藤眞琴君） やっぱりこれ、寒河江補佐。これをもうちょっと検討したほうがいいのではないかと思います。みずから考え行動できる実践力のある人間と、それから人との支え合いを大事にしながら、という部分について。
- 2 番（成澤明子君） これは「育てる」なら人間かなと。人と人が支え合う、大切に作る、地域のよさも引き継いでいく、そしてふるさとにも誇りを持つ、そういう人間を育てる。前段も人間の育成だけれども、下もそれでもよいのかなと思います。
- 委員長（後藤眞琴君） これは、前にこうなっていましたか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これは、何も直さないです。私は今回、手は加えませんでした。
- 委員長（後藤眞琴君） 人間関係を育てるといって、……。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これは、多分平成 26 年度の美里町教育基本方針から文章を参考にしてとったと思います。それで、そのときにはやはり、実践力のある人間を育成するということがまず一つですが、もう一つとして、新たな郷土の発展を図る必要があると文章を締めています。その部分に、この人間関係という言葉を最後につなげてしまったのかなと思われまます。修正は別にできないわけではないですし、パブリックコメントをかけ

るまでまだ10日以上ございますので、その点少しお知恵をいただければと思います。

- 委員長（後藤眞琴君） 平成28年度のはどうですか。27年、28年。それは26年だよね。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そうですね。
- 委員長（後藤眞琴君） 平成27年度、今年のは。
- 教育長（佐々木賢治君） すみません、休憩をお願いします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時27分 再開

- 委員長（後藤眞琴君） 再開します。「はじめに」の部分ですけれども、平成27年、28年の教育基本方針で、実践……、みんな読まないためですね。ちょっと読みますね。事務局のほうから読んでいただいてよろしいですか。基本方針がどうなっているか。

- 教育長（佐々木賢治君） では、委員長ちょっといいでしょうか。2ページの「はじめに」の前段で、先ほどその文言がふさわしくないのではないかという御指摘をいただきました。それで、訂正案を今、岩渕専門指導員から読み上げさせますので、それで確認をお願いしたいのですけれどもよろしいでしょうか。

- 委員長（後藤眞琴君） よろしくをお願いします。
- 学校教育専門指導員（岩渕薫君） それでは、読み上げます。  
「美里町民憲章の理念に基づき、幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身につけ、みずから考え、判断し、行動できる実践力のある人間を育てます。また、人との支え合いを大切にしながら、それぞれの地域のよさを引き継ぎ、ふるさとに誇りを持つ人間を育てます」。

- 委員長（後藤眞琴君） 最初のところが、「美里町の学校教育基本方針は」、これはそのままよろしいですか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、そのままですね。
- 委員長（後藤眞琴君） では、「美里町の学校教育基本方針は」以下、今、岩渕専門指導員が読んでくださったとおりにするということよろしいですか。

それから、もう一つ。11ページの4番目、「課題、意見等への対応」のところの「説明会等をとおし、多様な意見を頂くことが考えられるが」というふうに訂正するということになると思います。ほかに。

- 2番（成澤明子君） すみません。今、ちょうどそのページですけれども、ここのところは、(1)、(2)、(3)、(1)のところにもたぼつ、ぼつとあり

ますけれども、その(1)のところが、ですますにはなっていないのですけれども、これはいいのですか。

例えば、「学校再編を推進するに当たり、学校再編の専門とするセクションの設置が望まれ、次に示す業務が考えられる。」となっています。それは、「ます」でなくてもいいのですね。項目を立てているからいいのですね。

○委員長（後藤眞琴君） ええ。3番目の「意見交換を行う」というところですね。

○2番（成澤明子君） いいですね。

それと、では「3 保護者等への周知」のところの2行目です。「一度きりの説明で方針決定することはできないため、数回に渡り」とありますが、この「渡り」は平仮名のほうがいいのかなど思ったりしています。元旦の旦みたいに書く「亙り」とかこの「渡り」があるようですが、平仮名のほうが良いのではないのでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） 「一度きりの説明で方針決定」とある部分は、方針を決定するということですよ。「方針決定」でいいのですかね。「方針を決定することはできないため」とすべきでは。ここは「方針決定」で大丈夫ですか。「方針を決定する」というように、「を」を入れなくても大丈夫ですかね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 「を」を入れたほうがいいですね。

○委員長（後藤眞琴君） では、「を」を入れて、「数回に渡り」の「渡り」は平仮名表記にすることで良いですか。

○2番（成澤明子君） もう一ついいのでしょうか。その同じページですけれども、実施期間のこの表がありますけれども、矢印が1期、2期とかとありまして、ずうっといって一番下の中学校再編のところの矢印の上にだけ「協議」と書いてあるのですけれども、これは上の欄の矢印には何もなくて、ここにだけ「協議」と書いてあるのはいいのでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） 小学校再編のところ、説明の後、これは「協議」とあるが……。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） なくてもいいですかね、これはね。

○3番（留守広行君） つけるかつかないか、どちらか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） つけてしまうと、小学校のほうにもつけざるを得なくなってくると思うので、なくてもいいのかなと思います。

○委員長（後藤眞琴君） では、この「協議」を取ることにしましょう。ほかに、何かございますか。どうぞ。

○2番（成澤明子君） 3ページ。学校再編の必要性というところですよ。それで、文言を「このような中で、子供たちが助け合いや競い合いの中で形成される社会性と生きる力の育成、基礎学力を身につけるための教育環境全般の充実、整備が課題です」という文章があるのですけれども、それで2行置い

て次に、「学校教育は児童生徒の集団の中で多様な考えを認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模を確保することが望まれます」ということが、何か同じようなことだから、上の3行はカットしてもいいのかなと思いましたが、どうでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） 「このような中で」というのと、それから「学校教育は」というところですね。

○2番（成澤明子君） はい。「課題です」と言っているからということもあるのですけれども。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいですか。委員長、今のは、前段のほうは今現在の現状を言っているわけですよ。それで、今、成澤委員が言われたことについては、それに対する打開をこのようにしなければいけないということで、「望まれます」という言い方になっている。ですから、現状と、それを改善することというのはイコールになってしまうかもしれませんが、おそらく前段の文章は、学校教育環境審議会に教育委員会が諮問したときの理由の文章の一部じゃないのかなと思います。その部分を削除してしまうと、そのつながりがなくなってしまうのかなとも思われます。

すみません、今、諮問書を資料として持ち合わせておりませんので、詳細は分かりません。

○2番（成澤明子君） 詳しいほうがわかりやすいと思いますので、このままでもいいのかなと思います。

○委員長（後藤眞琴君） それで、大丈夫ですよ。「今、老朽化が見られるようになりました」と。それで、こういった中で、こういうことが課題ですという立場に、寒河江補佐がおっしゃられたように現状を述べていますね。それに対して、教育委員会ではそういう課題があるから、学校の再編を視野に入れて進めていく必要があるのだというのが教育委員会の基本の立場で、そのためには、学校教育はこういうことにしていくことが望まれる。それで、このような望まれる状況をつくるには、この再編を考えなければならない。それで、次に一応小規模学校のメリットがあるわけだけでも、この再編が必要だともう一度繰り返したということで、特に矛盾はないと感じます。

ただ、成澤委員がさっき言われたように、(1)、(2)となっているここは、丁寧な文になっていますね。それと、この先は、みんな丁寧な文になっています。

○2番（成澤明子君） ええ、なっています。

○委員長（後藤眞琴君） じゃあ大丈夫ですね。

○2番（成澤明子君） では、すみません。もう一つ。それで、一番下の「小規模校のデメリットも当然ありますが」というところを、もっと積極的に、「小規模校のメリットである小集団での学び合いも取り入れながら」と書い

たらどうでしょうか。結局、いろんな能力別とかでやっていくということを話し合っていますよね。だから、「小規模校のメリットである小集団での学び合いも取り入れながら」とやれば、「当然あります」の後を削ってもいいのかなと思いました。「小規模校のメリットである小集団での学び合いも取り入れながら、本町の子どもたちにとって」とつなげれば、積極的かなと思いました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。今の部分につきましては、成澤委員が言っているのもわかるのですが、これは学校の再編の必要性をうたっているものであり、ここではまだ再編は決定しているわけではありません。それで、この後の資料からいろいろアンケートをやった、意見交換会を行った、そういうことを考えて、8ページ以降に学校再編ビジョンということで、ハード面、ソフト面でも結論を出しています。それで、今成澤委員が言いました少人数指導の実施というのは、10ページの「各教科の習熟度別学習の少人数指導を実施することによって」云々と、その部分のほうに書かれておりますので、あえてこの前段の必要性の部分には、私は書かなくてもよろしいのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） どうですか。

○2番（成澤明子君） 具体的な施策に入ってしまうものね。私が言ったものだとね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 最初にこの再編の必要性の部分でそれを言ってしまうと、今現在それをまるっきりやっていないのかというと、やっていないわけではないのです。その習熟度別の学習指導をやっている学校ももう既にあるものですので、それは再編した中でのそのソフト面で、またあえて言わせていただくということでよろしいのかなと事務局が考えるところでございます。

○委員長（後藤眞琴君） 成澤委員のあれだったら、この最後の文章、小規模校のメリットも当然ありますが、今の教育委員会は望ましい学校教育環境が適正なものとなるよう再編しますということですよ。ですから、小規模校の評価を積極的にするような文章を入れると、なぜ小規模校でだめなのかという議論が改めて再燃する可能性はあるのじゃないかと。一応ここで、当然あるけれども、あえて教育委員会では再編をしますということを一応主張したことになるのじゃないかと思うのです。このままで良いのではないですか。

○2番（成澤明子君） そうですね。

あと、小さいことですが、6ページです。「◆意見交換会」の【意見要望】の「5」の表記について、「安全安心が最優先される。当然、台数や」と、これは確かにこのように書かれていたのですけれども、例えば「通学バス」とか入れなくていいでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そうですね。これは「バス」と入れた

ほうがいいかもしれませんね。

- 2番（成澤明子君） 実際にこのように書かれていたわけですよ。「通学バス」とかというのは入っていなかったと思いました。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これは意見交換会なので、言葉で記録していたものがそのまま出てしまったのですけれども、確かに第三者がこれを見たときに、「バス」ということを思いつくかどうかというのがありますので、「安全安心が優先される」と。「スクールバスの台数や便数の配慮が必要となってくる」というふうに、「スクールバス」と入れたほうがわかりやすいのかなと私も今思います。
- 委員長（後藤眞琴君） 発言をそのまま書いたのしょうから、補っておいたほうがいいですね。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 「当然」のところに「スクールバス」と入れさせていただきたいと思います。
- 委員長（後藤眞琴君） ほか、何かございますか。
- 2番（成澤明子君） 10ページの下の部分で、「ソフト面の整備においては、30人未満の学級とした場合及び少人数教育を実施する場合を現在の学校で実施する場合」というのは、「現在」というのは今の時点ということでしょうか。今の時点と統合した時点、それぞれの経費を算定するというのでしょうか。
- 委員長（後藤眞琴君） これは、成澤委員の質問、「少人数教育を実施する」というのは抽象的で、どんな少人数教育を充実するのかというのは具体的にはないですよ、ここには。それで、一応これ、「学習形態の多様化により、少人数指導の実施を行う」とありますよね。それで、少人数教育ということ、少人数指導を実施する理由のところ。これはどういう少人数指導を実施するのかということに何も触れていないですよ。これを僕が考えたときには、教育長からもお話を聞いて、2つに少人数教育を、基礎学力が不十分だと思われる児童生徒と、基礎学力は十分である児童生徒と、現在は2つのグループに分けてやっているということ。それで、僕が考えたのは、基礎学力が不十分な子、基礎学力はあるけれども応用力が不足している子、そして基礎学力も応用力もある子という形の3つのグループに分けたらどうかと考えて、中に入れていたわけです。それが欠けたので、今、成澤委員が言われたように、この少人数教育を3つのグループに分けて実施する場合を、現在の学校で実施する場合及び統合して実施する場合に区分して、それぞれ必要経費がどうなるのか考えておいたほうがいいのではないかという文章だったと思うのですけれども、これでは成澤委員が不十分だとおっしゃるわけですね。これはちょっと直しておいたほうが、よいかもかもしれません。30人未満の学級とした場合、だからこれは前段の「学校で実施する」から取ればいいんですよ。このまま生かそうとすれば。「30人未満の学級とした場合及び少人



数教育を実施する場合、統合して実施する場合には幾らかかるか経費を算定し、示していく必要があります」と。

○2番（成澤明子君）　じゃあ、これは現在学校で実施している場合と統合した場合という読み方でしょうか。

○委員長（後藤眞琴君）　ええ、そういう文章。誤解されないようにしないとね。

○2番（成澤明子君）　現在、既に学校で……

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　よろしいでしょうか。

早い話が、南郷小学校の例で申し上げますと、南郷小学校の今現在の学校で30人未満学級をやったらどれくらいの経費がかかのか。また、南郷小学校の例え35人ぐらいしか一学年にしかいない人数を、30人未満にしたらどれくらいの経費がかかるのか、また習熟度をしたらどうなのですかということの経費をまず算定する。また、今度は南郷小学校と不動堂小学校をもしも再編した場合、例えば100人規模の一学年の学級になった場合に、30人未満学級にしたら何クラスになってこれくらいの経費がかかりますよ、またその100人に対する少人数指導の学級編制、クラス編制をした場合にはこれくらいになりますよということを、つまり2つの経費を算定して比較しなさいよということはこの文章の中で言いたかったと思うのです。ですから、それが確かに初めて見た方には何言っているのと。及び、及びとかと、余りにも丁寧な接続語が2つも続いているからなおさらわかりづらくなったので、ここはすみません、成澤委員、ちょっと事務局と委員長でわかりやすい文章に直すということで御了解いただけますでしょうか。

○2番（成澤明子君）　お願いいたします。初めて見る人がわかるようにしていただければよいです。

○教育長（佐々木賢治君）　これ、ちょっといいですか。提案ですが、それほど時間もないので、これは「少人数教育を実施する場合」というのは、それが入ったからちょっと混乱するのです。少人数指導教育、これは学習形態ですから、いわゆる習熟度別学級、それはもういろんな場面で導入は可能です。それで、経費の算定ということがそのこのテーマだと思います。それで、30人未満の学級とした場合の現在の学校、現在統合しないで30人未満学級とした場合を現在の学校で実施する場合と、それから統合して実施する場合、それぞれ必要経費がどうなるか算定。「少人数教育を実施する場合」というその部分を削除したらどうですかね。30人未満の学級と限定して。そうするとやりやすいと思うのです。

○委員長（後藤眞琴君）　やりやすいといえばやりやすいです。

○教育長（佐々木賢治君）　そうですね。現在の学校の状況で、36人学級とか40人学級だと思うのです。それを30人にした場合は2クラスになりますよね。その場合の経費と、それからAとBが統合しても30人の学級が

2クラスでいいかもしれない……、2クラスだけれども、統合して2クラスだけれども、30人学級にすると3学級になると十分考えられます。その場合の経費がどうなのかと。

- 委員長（後藤眞琴君） それをまず言って、次に2番目にここの今のページの学習形態の多様化により、少人数指導の……
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、ですからそれは「また」でつなげばいいんですよ。今教育長が言ったように、30人未満学級でした場合の経費を比較しますよということをまず言うておいて、「また、少人数教育を実施する場合の費用についても算定します」と言ってしまえばよいのです。
- 委員長（後藤眞琴君） そうそう、そうです。
- 2番（成澤明子君） そうするとわかりやすいです。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、そのように検討します。ただ、これは総合教育会議や議会に説明したものと相反するものではなく、文言のわかりやすさの修正ですので、そういったことで御理解いただきたいと思えます。
- 委員長（後藤眞琴君） 基本的なことは何も変わっていません。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 変わっていないということですよ。はい、わかりました。
- 2番（成澤明子君） もう一ついいでしょうか。結局、この最後のページで実施期間を見ると、小学校よりも中学校の再編が先行されるということが読み取れるわけですがけれども、理由とか根拠というのをその前までの文章で読み取るのは難しいかな。それで、やっこの実施期間の表でもって初めてははっきり明示されたという印象を持つのではないかと思いました。その理由は、6ページに学校再編についての中ほどです。アンケート調査で、小学校の保護者の回答とか中学校の保護者の回答があって、中学校は「現状のままが望ましい」が約8割とか書いてあります。それで、でもずっと行って、意見交換会の最後の11番の人が「町全体を考えたときは中学校2校でよいと思う。中学校を先に適正化して、その後に小学校再編を考えたらどうか」と、ここでもってはっきり語っているわけですがけれども、中学校を先にするよという理由づけが読み取れるかなど。気迫のような感じがしたのですが、どうでしょうか。
- 委員長（後藤眞琴君） ちょっと休憩にします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時50分 再開

- 委員長（後藤眞琴君） 会議を再開します。

それでは、ほかに何かございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） では、あと事務局と委員長が相談しまして、もし後で気がついたら明日までにこういうふうにしたらいんじゃないかというような意見を事務局のほうにお願いします。あとは、事務局と委員長で相談して、明日までにこのパブリックコメント用のものを、きちんとしたものをつくりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、もう一つ事務局のほうから。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） もう一つ提案でございます。

今年度までずっとこの「美里町学校教育環境整備方針について」というタイトルで協議させていただきました。しかし、平成27年12月にこの整備方針については策定させていただきました。その後、学校再編ビジョンを町長、議長にお示しするまでということでこのタイトルで進めてきましたが、平成28年度、ですから来月、4月からは、この協議事項のタイトルではなく、「美里町の学校再編について」というようなタイトルで継続協議したらよろしいのではないかとというのが事務局の考えでございます。それについての御意見などをいただきたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

それでは、今事務局から説明がございました「美里町学校教育環境整備方針について」というものを「美里町の学校再編について」というふうに、議題の内容を変えたらどうかということですが、いかがなものでしょうか。

○各委員 「異議なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） よろしいですか。それでは、そのようにしたいと思います。

それでは、本件は平成28年度から名称を改めて、「美里町の学校再編について」ということにして、継続して協議を進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

ほか、何かございますか。

○各委員 「なし」の声あり

---

#### 日程第16 美里町教育委員会職員の人事異動について

○委員長（後藤眞琴君） それでは、その他に入ります。日程第16、教育委員会職員の人事異動について説明お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、私のほうから報告をさせていただきます。

あらかじめ教育委員会の人事異動調書ということで各委員のほうには配付しております。それに基づきまして説明させていただきます。

これは4月1日付の異動で、3月15日に内示が出されております。ちょっと表が見づらいのですが、まず左側が転入者ということで新たに配属になる方、それから右側が転出者ということで、それぞれ教育委員会から他の部署へ移る方ということになります。

まず、転出者のほうから見ていただきたい。私が退職ということで、後任には企画財政課長の須田政好が当たるということになります。それから、教育総務課の寒河江補佐が防災管財課の課長補佐で町長事務局へ転出いたします。その後任に同じ防災管財課の課長補佐の早坂幸喜がこちらのほうに異動になってまいります。それから、教育総務課の技術主幹の小原和夫が近代文学館。そして、教育総務課の主任で高橋真由美が町長事務局への転出ということで産業振興課のほうに異動になります。その後任に企画財政課の主事の泉里枝が転入してまいります。結果的に、教育総務課については1名の減ということになります。

それから、近代文学館、小牛田図書館であります。課長補佐兼文化財係長兼近代文学館長兼小牛田図書館長の末永裕悦が町長部局の事務局への転出ということで、町民生活課のほうに異動します。その後任に町民生活課の課長補佐の扇子美津男が転入してまいります。また、教育総務課から技術主幹の小原和夫が異動します。

次に、幼稚園については大きく変化のあった部分だけとし、定例の異動については説明申し上げます。まず、こごた幼稚園につきましては、ふどうどう幼稚園の参事兼園長だった田中由喜子が、短時間勤務ということで再任用されます。この方については預かり保育のほうに当たるという形で、正職員の定数についての変更はございません。ふどうどう幼稚園ですが、田中由喜子園長が退職をして、ふどうどう幼稚園に再任用ということになりますので、後任になんごう幼稚園から山村智子が異動になりまして、昇格、参事兼園長ということになります。教諭の佐藤直子は、町長部局事務局への転出ということで、小牛田保育所の参事兼所長に転出になります。それから、なんごう幼稚園につきましては、育児休暇の職員がおります。4歳児のクラスが5歳児になりますが、1クラス増。その影響もあり、非常勤職員での対応ということになります。また、新規採用者が配属になります。

それからあとは、青生小学校の業務員の佐々木清孝については、町長部局の事務部局への転出ということで、これは任用替えて業務員から行政職に変わります。総務課勤務のほうになります。次のページについては、定例の異動ということになります。

それから、非常勤についても人事調書ということでお示ししております。これについては、3月18日に内示をしております。教育総務課関係につき

ましては、事務補助の非常勤職員が任期満了に伴いまして、2人とも終了ということになります。

それから、学校教育専門指導員につきましては、本日御同意をいただきました岩淵 薫氏にお願いすることになりますし、また青少年教育相談員につきましては新規採用という形で、齋藤忠男氏にお願いすることになります。

それ以外の非常勤の部分については、後で御覧いただければと思っております。以上です。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

何か御意見ございますか。質問等ございますでしょうか。

今回退職や異動される職員の方には、大変お世話になりました。今後の御活躍を祈念いたします。

---

日程第17 平成28年度小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第17、小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について、説明お願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これにつきましては、招集告示とともに配付させていただきました。幼稚園、小・中学校の入園・入学式への割り振りです。教育委員会事務局案をお示しさせていただきました。委員の皆様方の御出席について、御協力をお願いいたします。

なお、開式時間、集合時間については、各学校に聞き取りしておりますので、その時間で間違いございません。また、各委員様のお席のほうに挨拶文の案を載せておりますので、そちらのほうを御参考になっていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

何か御意見ございますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴君） よろしいですか。

それでは、委員の皆様方の御出席をお願いします。

---

日程第18 平成28年4月教育委員会定例会の開催日について

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第18、4月教育委員会定例会の開催日について、事務局の案はございますでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） その日程についてですが、前段で委員長と相談しております。4月27日水曜日の開催でいかがかというのが委員

長と協議した結果でございますので、委員長、教育委員皆様の御都合を聞いた上で決定をお願いいたします。

- 委員長（後藤眞琴君） 27日、都合が悪い方、ございますでしょうか。
- 2番（成澤明子君） はい。
- 委員長（後藤眞琴君） 事務局からの案は、25日、26日、27日でどうかということですが、僕はまた23日、24日、25日、あるいは26日までかかるかもしれない仕事があって、27日ということにしたいのですが、お願いできたらと思いますが、成澤委員は何か御都合悪いですか。
- 2番（成澤明子君） もし、遅れてもよいのであれば、その日でも構いません。
- 委員長（後藤眞琴君） どのくらいおくれますか。1時間ぐらいですか。
- 2番（成澤明子君） 開会は1時半からですよ。1時間ぐらい遅れるかもしれません。
- 委員長（後藤眞琴君） それでは、1時間ぐらい遅く始めますか？
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 開始時間を遅らせるのは何も問題ないので、構いません。
- 2番（成澤明子君） 始めていていただいて構いません。
- 委員長（後藤眞琴君） やっぱり全員そろったほうが良いと思います。では、27日の2時半からここでということよろしいですか。
- 2番（成澤明子君） すみません。
- 教育長（佐々木賢治君） ちょっといいですか。教育委員皆様、次の日もありますよね。28日、町P連の総会がございます。
- 2番（成澤明子君） 28日の午前中はだめですか。
- 教育長（佐々木賢治君） だめなのですか。
- 2番（成澤明子君） いえ、いいです。私は28日がよいのですが。
- 委員長（後藤眞琴君） 28日の行事は16時からですよ。
- 教育長（佐々木賢治君） お昼を挟んで、3時ぐらいに終わるように。
- 2番（成澤明子君） 28日だと、なおさらいいです。
- 教育長（佐々木賢治君） 28日、午前に教育委員会を開催して、午後町P連、私は27日でもよいのですが、委員皆様が2日連続になりますよね。
- 2番（成澤明子君） むしろ同じ日がよいです。
- 4番（千葉菜穂美君） ええ、同じ日のほうがよいです。
- 委員長（後藤眞琴君） では、28日。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 午前中ですか、午後ですか。
- 委員長（後藤眞琴君） 午前中です。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 午前中ですね。
- 委員長（後藤眞琴君） 28日、午前中だと何時からになりますか。
- 教育長（佐々木賢治君） 午前9時ですかね。それは事務局と調整いたしま

す。

- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） すみません。午前中はよいのですけれども、できれば場所はこちらで行わせていただきたいと思います。新しい事務局になって、私も今までの経験上から言うと、場所が変わっての開催となると全てのを前日から準備しなくちゃならないので、できれば、こちらの場所で第1回目は行わせていただくとありがたいかと思います。
- 委員長（後藤眞琴君） それでは、4月28日の午前何時から。9時半？
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 9時からですか。9時から始めれば12時までには終わられるかと思います。
- 委員長（後藤眞琴君） 9時から12時。留守委員、よろしいですか。
- 3番（留守広行君） はい。
- 委員長（後藤眞琴君） それでは、4月28日午前9時から12時ぐらいまでの予定で、場所はここ、南郷庁舎で。よろしくをお願いします。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。
- 委員長（後藤眞琴君） そのほか事務局や委員の方から何かございますか。なければ、ここでまた休憩いたしますか。10分程度休憩いたします。

---

#### 【秘密会】

##### ・報告事項

- 日程第 6 報告第12号 平成27年度生徒指導に関する報告（2月分）【秘密会】
- 日程第 7 報告第13号 平成27年度学校教育力アップに関する報告（第6回）【秘密会】
- 日程第 8 報告第14号 区域外就学について【秘密会】
- 日程第 9 報告第15号 指定校の変更について【秘密会】
- 委員長（後藤眞琴君） 会議の初めに協議しましたとおり、報告第12号から報告第15号までは非公開事項となる秘密会で行いたいと思います。秘密会の会議録は一般には公開しませんが、記録としては残りますので、委員にはその点をご了解の上、発言をお願いします。

#### 【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

開始 午後 4時15分

終了 午後 5時 5分

---

○委員長（後藤眞琴君） 以上で、秘密会の報告事項を終了いたします。

これで本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって、平成28年2月教育委員会定例会を閉会します。長時間にわたり協議をいただき、ありがとうございました。

午後 5時 6分 閉会

上記会議の経過は、教育総務課 早坂幸喜が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年 5月26日

署名委員

---

署名委員

---